

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務仕様書

この仕様書は、高知県教育委員会事務局高等学校課（以下「事務局」という。）が実施する「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務履行において、特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解した上で確実に本業務を履行しなければならない。なお、「5 委託内容」以下については、本事業の実施状況などから改善する必要があると事務局が認める場合は、受託者と協議して変更することがある。

1 業務名

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務場所 ※事務局において研修施設（4部屋）、宿泊部屋の仮予約済

ホテル SP はるの（高知県高知市春野町芳原 2485）

※ 実施日：令和9年1月9日（土）～11日（月）

4 業務の目的

令和8年度から「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」（以下「N-E. X. T. ハイスクール」という。）」が開始された。

N-E. X. T. ハイスクールでは、3つの視点を重視しながら、高校改革を進めていくことになっており、特にその中でも、探究・文理横断・実践的な学び、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びを充実させるために、理数・文系の素養やAIを使いこなす力を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感させることが掲げられている。

これを受け、本県では、令和8年度のN-E. X. T. ハイスクールの取組の一つとして、「探究型プログラミングキャンプ」（以下「ワークショップ」という。）を実施する。本ワークショップは、単にプログラミング技術を学ぶだけでなく、プログラミングをツールとして活用し、地域社会の課題解決に繋げていく。

これにより、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の取組を後押しし、実践的な課題解決能力と創造性を育む県内のデジタル人材・理系人材の育成の推進を目指す。

5 委託内容

（1）概要

ア）高校生の自由な発想から生まれたアイデアを、デジタル技術を活用して具体的な形にする楽しさと、その実現に必要なスキルを体験できるワークショップを実施すること。また、本ワークショップにおいて論理的思考力や問題解決能力の向上に加え、AI社会で活躍するためのデジタルリテラシーの育成に向けた活動を体験することで、県内のデジタル人材・理系人材の育成の推進に寄与するものとなること。

イ）ア）のワークショップ参加者は、プログラミングの初心者を含むものとし、プログラミングの興味・関心を高め、積極的に学習できる内容とすること。

ウ）コースは、「スマートフォン用アプリ開発コース」、「Unity ゲーム制作コース」、「映像制作コース」、「WEB制作コース」の4つを設定することとし、設定したコースの中から参加者が自由にコースを選択できるようにすること。

※スマートフォン用アプリ開発コースは、主にiOSやAndroidOSに対応したアプリケーションを作成できるコースとすること。

※Unity ゲーム制作コースは、参加者の状況に応じて作成したゲームでシミュレーションができるコースとすること。

※映像制作コースは、写真や撮影した動画から動画編集ツールを用いて地域課題の解決に役立つ映像の制作を学ぶコースとすること。

※どのコースも、技術の習得だけでなく、課題解決能力の向上に繋がるようなコースとすること。

- エ) ウ) の各コース内において、参加者に著しい技量の差が認められるときには、コース内でラインを分けるなどして、参加者が不満を抱くことがないように配慮すること。
- オ) 本ワークショップで制作したプログラミングコードや動画等の作品をポートフォリオとしてまとめるなど、参加者が今後の学習や進路選択に役立てることができるようにし、USB 等で保存できるようにすること。
- カ) 講座で使用した端末環境やアプリケーションに限らず、スペックの限られた一般的な端末でも動作する代替アプリケーションの案内を行うなど、参加者がワークショップ終了後も開発を継続できるよう配慮に努めること。

(2) 要件

- ア) ワークショップの参加対象者は、拠点校である高知小津高等学校に在籍している生徒を中心に、高知県内の高等学校に在籍している高校生（公立高等学校及び私立高等学校）とすること。
- イ) 参加者は最大で **45名程度** とすること。
- ウ) ワークショップのカリキュラムは3日で **15時間程度** とし、チームビルディングのためのアクティビティ、プロダクトの開発活動、作品発表会・体験会、事前・事後アンケート等から構成すること。このため、開発活動については、作品発表が行えるプログラムとすること。
- エ) ワークショップについては、可能な限り、6名程度のグループに分け、各グループにプログラミングやファシリテーション、講座運営に熟知した大学生等の指導者（以下「メンター」という。）がサポートに入る体制を整えること。また、参加するメンターについては、本ワークショップに必要なスキルを獲得していることを受託者に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様のワークショップでのサポート経験を複数有していること等によることが考えられる。なお、大学生については、可能な範囲で県内在住者を優先すること。
- オ) ワークショップで使用するパソコンについては、学習できる環境を整えた上で、参加者に貸出を行うこと。また、会場には備え付けのネットワーク環境があるが、当日の通信負荷やPCの要求スペックを考慮し、安定的な通信環境を確保するため、受託者側でモバイルルーター等の通信手段を別途準備すること。
- カ) ワークショップには、参加者以外にも見学者（学校教員や参加者の保護者、報道関係者等）が自由に見学できる体制を整え、簡単な体験ができるなど配慮すること。
- キ) ワークショップの参加者及びメンター、受託者は業務場所で宿泊すること。
- ク) 宿泊における支払額を見積金額に含めること。
- ケ) 食事手配については、以下の食事を宿泊施設で摂ることとし、支払額を見積金額に含めること。なお、宿泊者の食事について、該当者へのアレルギー対応（別メニュー対応等）がなされること。
 - 1日目 昼、夜
 - 2日目 朝、昼、夜
 - 3日目 朝、昼
- コ) ク) 及びケ) における料金については、以下に参考として示す。必要な部屋数を勘案した上で見積金額に含めること。

<参考1> 会議室料（税込）

会場	収容人数	料金(1時間)	全日
桂浜（80畳和洋）	120人	11,000	88,000
龍河（72畳和洋）	60人	6,600	52,800
横浪（20畳和洋）	24人	2,750	22,000
和室12畳客室	10人		14,850

< 参考 2 > 食事追加料金（税込）

朝食	昼食	夕食
¥1,400	¥1,200	¥2,500

< 参考 3 > 研修料金（税込）

部屋タイプ	人数	素泊り	朝食付	夕食付	2食付	3食付
特別室×2	1	17,600	19,000	20,100	21,500	22,700
	2	9,350	10,750	11,850	13,250	14,450
	3~4	6,600	8,000	9,100	10,500	11,700
洋室(シングル)×2	1	7,150	8,550	9,650	11,050	12,250
洋室(ツイン)×12	1	7,920	9,320	10,420	11,820	13,020
	2	6,270	7,670	8,770	10,170	11,370
和室(6畳)×8	1	6,380	7,780	8,880	10,280	11,480
	2~3	5,170	6,570	7,670	9,070	10,270
和室(12畳)×4	1	15,400	16,800	17,900	19,300	20,500
	2	8,030	9,430	10,530	11,930	13,130
	3~4	5,610	7,010	8,110	9,510	10,710
	5~6	5,170	6,570	7,670	9,070	10,270
二段ベット客室×8	1	9,900	11,300	12,400	13,800	15,000
	2	5,280	6,680	7,780	9,180	10,380
	3~4	4,950	6,350	7,450	8,850	10,050

※参考 3 の表には、会議室料 1 室分の研修室使用料が含まれています。

そのため、会議室を 2 室借り上げる場合は、参考 1 の料金が追加で発生します。

※参考 3 に含まれる会議室の借り上げ時間は、宿泊当日の昼 12 時から翌日の昼 12 時までとなっています。

そのため、1 日目の午前および 3 日目の午後に会議室を借りる場合は、参考 1 の料金が追加されます。

※参考 3 の表の食事についても、3 食付の場合は当日の昼食・夕食、翌日の朝食費が含まれています。そのため、3 日目の昼食を追加する場合は、¥1,200 の追加料金が発生します。

- サ) 1 名以上の看護師を手配（宿泊を伴う）し、3 日間のワークショップ期間中、参加生徒及び引率・運営関係者に対する健康管理並びに救護業務にあたらせること。なお、見学者等の一時的な来場者に対しては、急病や負傷等の緊急時における応急処置のみの対応で足りるものとする。
- シ) 宿泊施設近隣の病院マップ、災害時の避難マップの作成を行うこと。
- ス) 宿泊代、食費、旅行保険料等についての支払業務を行うこと。
- セ) 1 日目及び 3 日目において、参加者の移動に必要な貸切バスの手配（運行ルート、安全管理を含む。）を行うこと。なお、ルートについては、東部・中部・西部の 3 グループに分け、各グループにつき、乗降する停車場所を定めること。また、添乗員による、バス乗降車時の確認（乗降時の生徒確認、連絡等）作業を行うこと。
- ソ) バス手配に係る支払額を見積金額に含めること。
- タ) 旅行保険に加入すること。また、下記補償内容を含むこと。
 - ・国内旅行傷害保険 ・死亡保険金額：500 万円
 - ・後遺障害保険金額：20～500 万円（後遺障害の程度に応じて）
 - ・入院保険金日額（180 日限度）：2,500 円

- ・手術保険金（入院の有無に応じて1事故につき1回）
- ・通院保険金日額（90日限度）：1,500円
- ・個人賠償責任保険金額：3,000万円
- ・携行品損害保険金額（支払限度額）：10万円

チ) 宿泊施設においては、男女が別々のフロアになる等の措置をとること。

（3）参加者の募集等に係る業務

- ア) 本ワークショップへの参加者募集のためのチラシ(A4判)とポスター(A2判)を事務局と協議の上で作成し、事務局及び県内全ての高等学校43校へ配布することとし、配布に係る費用を見積金額に含めること。チラシについては各校10枚程度、ポスターについては各校1枚の配付とする。
- イ) 参加申込みの受付
保護者等の同意が確認できる内容とすること。また、申込みを受け付けたら下記のリストを作成し、事務局と適宜共有すること。
- ・参加者の個人情報のリスト作成
 - ※学校名、学年、クラス、年齢、性別、参加者氏名、参加者の緊急連絡先、保護者等氏名、保護者等の緊急連絡先、食事アレルギー調査、特記事項、著作物の取扱についての承諾、肖像権の承諾
(特記事項の例：重度のアレルギーのためエピペン所持 等)
 - ※アレルギー調査については、開催される施設の聞き取りに不備なく回答する必要があるため、ホテル側と十分に事前の打ち合わせを行うこと。

（4）ワークショップに向けた準備及び実施

- ア) 申込者からの問い合わせへの対応、当日の出欠の確認、タイムスケジュール等の事前連絡など参加予定者との連絡調整を行うこと。
- イ) 会場にて講座実施の準備を行うこと。
- ウ) 当日の受付、講座の実施、会場の片付けを実施すること。当日はメンターがサポートできる体制を整えること。
- エ) 当日に参加者等から緊急連絡を受け取ることができる体制を整備しておくこと。
- オ) 講座内容の記録のため、写真撮影・映像の録画を行うこと。また、録画した動画については、次年度以降のPR動画として活用できるように、5分程度の動画に編集し、成果物として事務局に提出すること。提出された成果物の著作権については、すべて委託者に帰属するものとする。

（5）報告書の作成

当日の参加者一覧、タイムスケジュール、講座全体の実施内容、実施にあたっての成果や課題などを整理した報告書を作成し、ワークショップ終了後、1月以内を目途に事務局に提出すること。

6 守秘義務

本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしないこと。

7 その他

- (1) メンターとの連絡調整については、受託者において実施すること。また、メンターが使用するパソコンについては、受託者又はメンターにおいて準備すること。
- (2) メンターの人件費を見積金額に含めること。なお、メンターの人件費の決定、計算、支払等の労働条件については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによるものとし、常に法令に準拠して取り扱うこと。
- (3) 委託業務の内容全般に関して、受託者決定後、受託者と事務局との間で打ち合わせを行い、調整を図ること。改善項目が明確になった場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、

必要に応じて、事務局と受託者が協議の上、定めるものとする。

- (4) 契約期間中の事業実施及び事前打ち合せ、事後報告等の打ち合わせに係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を完了させるまでに必要な経費は全て見積金額に含めること。
- (5) 業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (6) 契約終了時において、委託料に対し経費に不足が生じても決定した額は変更しない。
- (7) 本業務を実施するために必要な各種法令等に基づく許可等を有していること。
- (8) 必要経費については、参加人数が確定し次第、人数から算出の上、変更契約を締結することとする。